



許可番号 第03533176553号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県山口市大手町9番11号
氏 名 一般財団法人山口県環境保全事業団
代表理事 山野 元



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 31 年 3 月 6 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 3 月 5 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

最終処分（埋立処分）

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上13種類

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 31 年 3 月 6 日 更新許可

令和 5 年 4 月 1 日 変 更 届（変更事項：事業の用に供する施設（管理型最終処分場）の追加）

令和 7 年 6 月 10 日 変 更 届（変更事項：事業の用に供する施設（管理型最終処分場の変更許可年月日、許可番号））

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

事業の用に供するすべての施設

管理型最終処分場

設 置 場 所：山口県周南市大字富田字西ノ嶋 10593 番地先公有水面

設置年月日：平成 25 年 12 月 26 日、面積：38,676 m²、容量：498,400 m³

変更許可年月日：令和 7 年 5 月 7 日、許可番号：第 26 号の 9

取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上13種類

管理型最終処分場

設 置 場 所：山口県宇部市大字沖宇部字沖の山 525 番 30、525 番 92、

525 番 106、525 番 124 の地先公有水面

設置年月日：平成 20 年 10 月 15 日、面積：93,726 m²、容量：880,600 m³

許可年月日：平成 15 年 1 月 22 日、許可番号：第 99 号の 11

取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥(無機性に限る。)、木くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類